議案第44号

字の区域の変更について

京都都市計画事業向日市阪急洛西口駅東地区土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

なお、この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告のあっ た日の翌日から効力を生ずる。

平成25年8月26日提出

向日市長 久 嶋 務

次の表の右欄に掲げる土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を 同表の左欄に掲げる字に変更する。

変更後		変更前		
大字	小字	大字	小字	地番
寺戸町	七ノ坪	寺戸町	正田	6の3の一部、6の4の一部、6の5、6の6の一部、6の7の一部、7、7の1、8の1、8の3、8の4、8の5、8の6、8の7、9の3、9の5の一部、10の3、10の6の一部、10の8の一部、11の3、11の5の一部、12の3、12の5の一部、13の3、13の5、13の7の一部、13の8、17、18の1、18の3の一部、18の4、23の3の一部、24の4の一部、24の3の一部、24の4の一部、25の3の一部、26の3の一部、27の3の一部、28の3の一部、29の3の一部、30の3の一部、31の3の一部、31の5の一部、31の5の一部、31の5の一部、31の5の一部、31の5の一部、31の5の一部、31の5の一部、31の5の一部、31の5の一部、501、501、501、501、501、501、501、501、501、501
		<i>II</i>	三ノ坪	4 の 9 3
"	八ノ坪	11	七ノ坪	1の一部、1の1、1の3の一部、2の一部、2の1、3の一部、3の1、3の2の一部、3の3の一部、4の一部、4の1、4の2の一部、5の一部、5の一部、5の1、5の6の一部、6の一部、6の1、14の1、14の3の一部、15の一部、15の1
		11	九ノ坪	1 Ø 2
		11	志賀見	2204
		II	寺田	1903

備考 地番は、平成25年6月27日現在のものである。

